



6 鳥獣協第29号
令和6年9月26日

高知県総合企画部中山間地域対策課
鳥獣対策室 室長 刈谷嘉秀様

高知市鳥獣被害対策協議会

会長 岡崎正



鳥獣被害対策に関する要請について

秋冷の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本協議会の鳥獣被害対策に格段の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、高知市における近年の鳥獣被害は農林水産分野にとどまらず、市街地でのイノシシの出没や、小型鳥獣の侵入による生活環境被害など、対応に苦慮する場面も増加しており、市民の生命や財産が脅かされる事態も発生しております。

こうした状況の中、本協議会におきましては、高知市の鳥獣被害対策の基本方針である「守る」、「追い払う」、「捕獲する」の3つの取組の推進と歩調を合わせた取組を実施しており、特に被害防止柵の設置による「守る」取組に注力しているところです。

取組の実施にあたっては、鳥獣被害に関する専門的見地が必要とされており、高知市農業協同組合及び高知県農業協同組合春野営農経済センターに配置されております高知県鳥獣被害対策専門員の皆様には、農業者の方々からの被害相談への対応や被害対策の指導をはじめ、当協議会が行う地域ぐるみでの被害防止柵の設置や、その後の維持管理についても大きな支援をいただいております。農業者の方々からの信頼も厚く、被害防止対策を行っていく上で欠かすことのできない、非常に重要な存在となっているところです。

一方で、高知市においては、高齢化等による人口減少や過疎化の進行に伴い、耕作放棄地や人の手が入らない里山の増加は今後も避けられず、鳥獣の生息域と人間の生活圏の境界が曖昧となることで、平野部や市街地への鳥獣の出没の増加や、農林業被害の拡大の恐れもあります。

そのため今後においても、専門員の皆様との緊密な連携のもと、鳥獣被害対策の更なる強化が必要と考えておりますので、貴課所管の鳥獣被害対策専門員配置事業の継続をお願いするとともに、国の補助事業とも併せた、被害防止柵設置の支援に係る補助金の予算確保についても格別の御配慮をいただきますよう、お願い申し上げます。